

○防衛省告示第百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更及び新規提供が令和七年五月二十三日次のとおり決定された。

令和七年五月二十七日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇六五	大和王城寺原大演習	宮城県黒川郡大和町	国有	土地…約八、一〇〇平方メートル	
場					
令和七年五月七日					

二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物…約三〇〇平方メートル
				令和七年五月七日

二〇六八	弘前演習場	青森県中津軽郡西目	国有	建物…約五〇平方メートル
		屋村		令和七年五月七日

二〇六九	神町大高根演習場	東根市	国有	土地…約一、二〇〇平方メートル
				令和七年五月七日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約四五、〇〇〇平方メートル

工作物…舗床等

海上自衛隊が艦船の大型部品の搬出入に
使用するため共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

三一二七	富士営舎地区	御殿場市	国有	建物…約六三〇平方メートル	
------	--------	------	----	---------------	--

工作物…駐機場等

米軍が陸上自衛隊の施設を航空支援施設として使用するため、共同使用の条件を変更する。

海上演習場関係

◎新規提供

硫黄島訓練区域

一 区域

西区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四六分三九・九秒、東経一四一度一七分二二・二秒
- (2) 北緯二四度四五分〇〇・九秒、東経一四一度一六分五二・八秒
- (3) 北緯二四度四五分〇九・九秒、東経一四一度一六分一六・二秒
- (4) 北緯二四度四六分四八・九秒、東経一四一度一六分四五・〇秒

北区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度二〇分五九・三秒
- (2) 北緯二四度四八分三二・六秒、東経一四一度二〇分三八・九秒
- (3) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度一九分四三・一秒
- (4) 北緯二四度四八分三三・八秒、東経一四一度一八分一〇・一秒
- (5) 北緯二四度四九分〇六・八秒、東経一四一度一七分五六・三秒
- (6) 北緯二四度四九分四二・八秒、東経一四一度一九分四五・五秒

高度一五二メートル（五〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年六月十日から同月二十
二日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。